２０２６年７月１５日の経営会議の概要について

開催日時	２０２６年７月１５日（水）　午前１０時００分～午前１０時４０分
開催場所	政策会議室
付議目的	施策の方向性・施策体系の承認
所管部課	いきいき生活部いきいき総務課
案 件 名	「（仮称）町田市いきいき長寿プラン２７－２９」の策定について
実施期間	２０２７年４月　～　２０３０年３月
法令根拠	老人福祉法２０条の８第７項 介護保険法第１１７条 共生社会の実現を推進するための認知症基本法第１３条
対 象 者 （お客様）	・高齢者 ・認知症の人 ・介護保険被保険者 ・家族や地域（住民、町内会・自治会、老人クラブ等） ・介護保険事業所及びその従事者
案件概要	少子高齢化の進展により高齢者に係る社会保障費の増大とそれらを支えるための人的・財政的な対応が大きな課題となっているなか、これまで、町田市では「高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられること」、「持続可能な介護保険制度を運営すること」の２つを目的として町田市いきいき長寿プランを策定し、高齢者施策を推進してきました。 ２０２４年９月に６年ぶりに閣議決定された新たな高齢社会対策大綱では、健康・福祉の分野における基本施策の指標として、「健康寿命の延伸」や「健康診査受診率の向上」、「通いの場への参加率向上」、「介護職員の確保」などを定めており、健康や介護予防、持続可能な介護保険制度に関する取組みが求められています。 また、２０２４年１月には共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行されました。本法においては、市町村が策定する「認知症施策推進計画」について「老人福祉計画」や「介護保険事業計画」等との調和が求められています。住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられることは、誰もが抱く共通の願いです。そのためには、自身が健康と感じることや介護が必要になっても安心して生活できる環境が必要になります。 そこで町田市では、地域包括ケアシステムの理念のもと、これまでのプランにあらためて健康の視点を加えると共に、引き続き認知症施策を推進し、持続可能な介護保険制度の運営を実現するために、「（仮称）町田市いきいき長寿プラン２７－２９」として「老人福祉計画」、「介護保険事業計画」、「認知症施策推進計画」の３つの計画を一体的に策定します。

	本プランでは、下記のとおり３つの基本目標を定めます。 ・基本目標Ⅰ 「住み慣れた地域で、みんなでいきいきと健康に暮らすことができる」 ・基本目標Ⅱ 「認知症になっても地域の中で自分らしく活躍することができる」 ・基本目標Ⅲ 「将来にわたり、よりよい介護サービスを安心して利用し続けることができる」 また、基本目標の達成に向けて、下記の６つの方向性を定めます。 ①生きがいを持っていきいきと暮らす ②地域とつながり、安心して暮らす ③認知症とともに生きる ④住み慣れた場所で暮らし続ける ⑤必要な介護サービスを安心して受けられる ⑥よりよい介護サービスを継続して利用することができる この方向性に沿って、それぞれ必要な取組みを進めます。 本プランの推進を通じて「まちだ未来づくりビジョン２０４０」のまちづくり基本目標として掲げる「人生の豊かさを実感できるまちになる」の実現を目指します。
主な意見	○素案の作成にあたっては以下のことに留意すること ・見守り手帳は横断的な取り組みになるため、視覚的にわかるよう表現を工夫すること。 ・介護人材の育成・確保の取り組みについて検討すること。 ・基本施策２「地域とつながり、安心して暮らす」について、地域との連携を踏まえた取り組みを検討すること。 ○その他、指摘された文言の修正を行うこと
審議結果	提案内容を承認する。上記意見に留意したうえで進めること。
出 席 者	＜構成員＞ 稲垣市長、神蔵副市長、堀副市長、教育長、政策経営部長、経営改革室長、総務部長、財務部長 ＜幹事＞ 企画政策課長、秘書課長、広報課長、総務課長、法務課長、職員課長、財政課長 ＜説明者＞ いきいき生活部長、いきいき総務課長、保険年金課長、高齢者支援課長、高齢者総合相談担当課長、介護保険課長、介護保険課担当課長